

第2回教育委員会（定）

開会日時 平成26年 1月 31日（金） 午後 2時00分
閉会日時 午後 4時19分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	谷田泰
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	森下真博	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	田中 光輝
学校地域連携担当課長	木内俊直	中央図書館長	代田 治

署名委員

委員長

委員

午後 2時 00分 開会

- 委員長 本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
なお、青木委員は5分ほど遅れて出席の予定でございます。
ただいまから、平成26年第2回教育委員会定例会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、森下学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、代田中央図書館長の、以上8名でございます。
本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。
本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。
それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第4号 意見の聴取について

1. 平成26年度東京都板橋区一般会計予算
(庶務課)
2. 東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例
(庶務課)
3. 東京都板橋区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
(生涯学習課)

○報告事項

1. 平成26年度予算・組織改正・職員定数について
(庶一1・庶務課)

委員長 日程第一 議案第4号「意見の聴取について」、次長から内容の説明をお願いします。

次長 それでは、議案第4号「意見の聴取について」、提出者は橋本教育長でございます。

「意見の聴取について」。

平成26年第1回東京都板橋区議会に提出される下記案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見の聴取があったが、区長原案に同意する。

記。

- 1、平成26年度東京都板橋区一般会計予算。
 - 2、東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例。
 - 3、東京都板橋区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例。
- 以上でございます。

委員長 では、1、平成26年度東京都板橋区一般会計予算と、2、東京都板橋区職員

定数条例の一部を改正する条例について、報告1の「平成26年度予算・組織改正・職員定数について」とあわせて、庶務課長から説明願います。

庶務課長　それでは、私の方から事前にお配りした資料と机上にお配りした資料を用いまして、ご説明させていただきたいと思えます。

まず、平成26年度予算の概要ということで、以前にお配りしたこちらの資料1でご説明を始めさせていただきます。

まず、予算編成の基本的考え方ということで、「(1)平成26年度を迎えて」でございますが、1段落目には、我が国経済は国の政策効果から景気が順調に回復しつつあるということが記載されておりまして、2段落目には、消費税率の引き上げの影響があるものの、経済対策、これらによって、堅調な経済の継続が期待される。3段落目には、平成21年度以降、特別区交付金の急減などによる財源不足が常態化していたけれども、景気回復を受け、特別区民税の増、特別区交付金の増収など、地方消費税交付金の増といった財政環境に恵まれた、といったことが記載してございます。

4段落目には、平成26年度税制改正、法人住民税が一部国税化されるといったことはあろうものの、法人住民税を主要な財源とする制度にも大きな影響があり、今後の消費税の上げ分と相殺されることが見込まれると記載してございます。

5、6段落目には、高齢化の進行、社会保障費の増大、公共施設の更新経費の急増など様々な課題が山積みしていることから、今後、景気変動に耐え得る強固な財政基盤を確立することが急務だということでございます。

7段落目に移りますが、平成26年度予算は「いたばし未来創造プラン」に基づき、「東京で一番住みたくなるまち」の実現を目指して、区民生活に密着した今日的課題への対応など、総合的に取り組むことを基本に編成したとあります。

「(2)予算編成の重点目標」ですが、1つ目に、成長戦略の芽出しと3つの重点政策を中心として、目標達成に向け、施策の集中的・効果的な展開に取り組むこと。

2つ目に、「経営革新」を強力に推進し、持続的な区政の発展を担保する健全な財政基盤の確立を目指す。

3つ目に、教育力の向上などの施策に積極的に取り組むことを重点に置く予算を編成したところでございます。

2ページ目をご覧ください。

財政規模でございます。

一般会計予算、1,915億5,000万円。前年は1,806億3,000万円でございます。6%の増でございます。

4会計の合計が、2,953億9,800万円。前年は2,817億6,400万円で、4.8%の増となっております。

3、一般会計歳入歳出の概要に移ります。

特別区税が420億6,300万円。1.8%の増。

久しぶりの増ということですが、平成5年に475億8,800万円、こちらが過去最高の特別区税で55億2,500万円、その当時から比べると減収しているということです。

あと、関係するところで、ウの特別区債の教育関係に関してですが、8億5,100万円。これは、前野小学校の体育館、中台中学校の改築等に充てるものがございます。

3ページ目をご覧ください。

特別区税、こちらが久々の増ということで、特別区民税、これは25年度が374億5,600万円。平成26年度は、381億9,600万円となったものがございます。7億4,000万円の増という形で見込んでございます。

その他交付金のところで、大きなところで地方消費税交付金。こちらは、平成25年度が555億円。平成26年度が710億円を見込んでおりまして、15億5,000万円の増というところを見込んでございます。

教育に関係するところで、繰入金のところですが、義務教育施設整備基金繰入金。こちらの方が、中台中学校、前野小学校の体育館等の改築に充てるということで、基金からの繰り入れが5億8,700万円の増。トータルで8億9,600万円といったところで予算を編成してございます。

それでは、4ページ目を飛ばしまして、5ページ目。

教育費のところですが、全体のところでは、平成26年度が202億7,400万円。久々に10%の構成比を超えたといったところがございます。

主な増要因は右側に書いてございまして、小・中学校の改修・改築経費、これに17億5,100万円と5億7,000万円。あいキッズの方に2億4,000万円。校務支援システムに2億900万円といったところがございます。それに、教育支援センターに5,100万円の増でございます。

続きまして、机上に配布いたしました、こちらの縦型の経年のもので、普通建設事業費と普通建設以外といったところの資料をお配りさせていただきました。

こちらの方を見ますと、教育総務費、普建以外ということで16.7%の増。これの内訳は、今申し上げました教育支援センターの準備経費と校務支援システムの構築経費といったところが主な増要因でございます。

そのほかに、2桁のパーセントで伸びているのが幼稚園の部分ですが、こちらは幼稚園奨励費の増といったところがございます。

それで、下の方に、歳出における普通建設事業費を除く教育費の推移ということで、こちらの方に普建以外ということで伸びている大きなところは、やはり教育総務費のところの今申し上げた2点の事業が大きなところでございます。

もう1枚、教育費の性質別推移というもの。横型で5年間の、平成22年度からの動きでございますが、こちらが、今申し上げました普通建設以外のところで、人件費、物件費、維持補修費、補助費、積立金と、今申し上げた5点、これが普通建設事業費以外の構成でございまして、見ていただきますと、物件費、補助費、こちらの方がソフト的なところに主に充てていく経費に当たっておりまして、やはり物件費のところはかなり伸びているといったところがございますけれども、

光熱費の大幅な増もございますので、一概に全てがストレートに教育の充実に当たったということではないのかなと思っております。

その解説ということで、各項別のものを、平成26年度予算というところで、前年度比較ということで構成比を比較したものを記載してございます。

教育総務費のところでは校務支援システムの構築、学校管理業務ということで運営員の増、それに、学校用務業務委託導入校の増、教育支援センターの準備経費といったところが上げられます。

小学校に関しましては、学校施設改修経費ということで、校舎の劣化調査、非構造部材の耐震調査、それに小学校費で、板橋第一小学校の改築経費が3月で工事終了になるということで減となっております。

中学校費の方も同様の内容でございます。

幼稚園費に関しましては、先ほど申し上げたとおり、国による補助区分の新設といったところで、1億9,800万円強の増額となっております。

社会教育費の方では、あいキッズの関係で2億4,000万円の増といったところが大きな要因でございます。

予算の関係につきましては以上でございますが、先日、板橋区の主要事業ということでプレス発表がございまして、そのプレスの関係で、教育支援センター、新あいキッズ、非構造部材の耐震調査といったところでプレス発表してございますので、その関係については、最後に、私の説明が終わったところで、各所管の担当の方からご説明を入れさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料2、組織改正についてでございます。

資料2ということでお配りしたものでございます。「平成26年度組織改正について」。

3ページ目をお開きいただきますと、(8)学校配置調整担当課長の新設とございます。こちらは、「魅力ある学校づくりプラン」の推進体制に万全を期すためということで、教育委員会事務局に、スタッフ課長として学校配置調整担当課長を設置するものでございます。

こちらは、6ページ目に組織図がございまして、来年度の教育委員会事務局の組織として表示させていただいております。これによりまして、組織的には、教育委員会に課が1つ増えるという内容でございます。

続きまして、資料3で平成26年度職員定数についてというところでございます。

5ページ目をご覧いただきたいと思います。

こちらの5ページ目には、教育委員会事務局と学校といったところで、こちらは、区費職員の職員数の伸びをあらわしてございます。

今申し上げました新規事業といたしまして、学校配置担当課長の新設ということで1名の増。それに、教育委員会事務局といたしましては、「いたばしの教育ビジョン」策定で1名、校務支援システムの構築で1名、こちらが庶務課につきます。

教育支援センター開設準備として3名の増。こちらは指導室につきます。

あいキッズの入会事務移管に伴う所管替え、それに学童クラブ巡回指導業務の

所管替えということで、1名ずつ学校地域連携担当課につきます。

続きまして、学校の方でございますが、生徒数増加に伴う中学校調理定数の増ということで、赤塚第一中学校の1名が増になります。

対しまして、減の部分ですが、学校調理業務の委託化ということで7名の減。学校用務業務の委託化で15名の減。小学校廃校等に伴う調理定数の減、これが4名の減。これは大山小学校に係わるものでございます。小学校廃校に伴う用務定数の減、こちらも同様に2名の減。

トータルで、教育委員会といたしますと19名の減。平成25年度が353名であったところが、19名の減で334名という職員定数になるものでございます。

9ページ目には、その変動した定数のところで、各課の人員が記載してございます。

以上で、予算から定数までのところについてご説明させていただきました。

雑駁ですが、以上でございます。

続けて、プレス発表で触れさせていただきました各事業について、ご報告させていただきます。

指導室長 昨日の定例の記者会見では、教育支援センターの話をご報告いただきました。

実施計画に基づいて資料を作成しましたので、教育委員会の皆さん方は、内容的にはお分かりだと思っております。

プレスからの質問は1件だけありまして、支援センターは組織的に何人ぐらいの人数を考えているのだという話がありましたので、40名程度ですとお答えしてございます。

その後、昨日6時まで待機していても、プレスからの問い合わせは1件もありませんでした。新聞としては、読売新聞さんが5行ぐらいの扱いで、子どものための支援センターをつくるのだそうですというのが書いてあった、そういう扱いでございます。

指導室は以上でございます。

学校地域連携担当課長 では、続いて、私は学校地域連携担当課の方から。

放課後の新しい居場所、新しいキッズが11校でスタートします。「あたたかい人づくりNo.1」ということで新しい事業のプレス発表をさせていただきました。

昨年、あいキッズ条例が可決いたしましたので、それに基づいて一体的な運営をするものが11校、平成26年4月からスタートということでお示したところでございます。特段、問い合わせ等もなかったところでございます。

以上でございます。

新しい学校づくり担当課長 続いて、新しい学校づくり担当課の方からは、小・中学校施設の非構造部材耐

震化事業ということで発表がございました。

こちらにつきましては、体育館と中学校の武道場につきまして、耐震状況の点検を専門家に委託するものでございます。

この2施設に絞りましたのは、特に天井の高さであったり、広さであったり、特定天井と言われているものをまず優先的に対応するようというような通知等もございまして、施設数も多いということから、この2施設に絞った形でまずは取り組んでいきたいと考えております。

対象校につきましては、新築後何年以内は対象外という形で少し絞っているとことろでございますが、平成26年度に対象校全ての耐震状況の点検を行いまして、必要な部分につきましては設計等にも入っていくというような予算も確保してございます。

以上でございます。

庶務課長 以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 あいキッズの予算の考え方ですが、例えば学童がなくなってあいキッズになっているということがありますよね。そうしたときの、要は、予算が福祉の方から教育に移っているというふうな見方もできるのかなと思って、構成とか教育にお金がかかっていますねとかというときのあいキッズのお金というのを、どういふふうに見ていったらいいのかなというのを思ったものですから、質問というか、どう考えておいたらいいですかね。

学校地域連携担当課長 これまで、学童クラブというところでは、児童福祉法に基づいたものでしたので、そちらの方から支出ということでありましたが、これからは児童福祉ということの理念を持ちながらも、全児童対策ということで文部科学省の方が提唱している放課後子どもプランに軸足を移しながらということ、そういう意味では教育に近いものになっているのかなと考えるところでございます。

谷田委員 あいキッズが良い悪いということではなくて、長年の予算の比較を見たときに、「福祉のお金が教育に移っただけではないのか」というふうに言われたときに、どんなふうこれを考えおくと納得感がある説明ができるかなということなのですけれども。

学校地域連携担当課長 やはり福祉というところだと、これまでは学童クラブでは放課後の子どもたちの保護というような意味合いがあったかと思えます。

それが、先ほど申し上げましたように全児童ということになりますので、福祉施策が必要でないお子さんたちも教育の一環というふうな意味合いで進めていくものだと考えております。

次 長 実は、学童クラブにつきましては、以前は、区の職員が直営で2人ないし3人で配置されていたのですが、行政改革の一環で、民間事業者に委託して実施しているところと、いまだに直営でやっているところが残ってしまっていて、それが教育委員会の方に移管になって、基本的にはそのベースの中であいキッズの事業をやっていくということなのですが、それにプラスして全児童対策という部分が付加されてやっているわけですが、実際の予算の増減の部分も含めて整理してもらって、次回に資料で、こういうモデルとしてこうなっていますというのを分かりやすい形で整理して、直営でやったときと比べてどうなっているかとか、委託しているところとどうなっているか、色々数字が違ってくるので整理して出させていただきたいと思います。

基本的には、学童クラブというのは、そのメンバーシップのクラブの方だけを対象にしていた福祉事業だったものが、今回、あいキッズになって全児童を対象とした事業として広がっているという部分で付加されていて、その経費も、その部分と別の放課後子ども教室という事業と合体している部分があるので、そこを分かりやすい形でお示しする資料を用意いたします。

委 員 長 児童館がなくなったからといって、その分の予算が教育費に来るということはないと。

教 育 長 はい。児童館そのものはないです。

委 員 長 いずれにしても、少なくとも、比率でいいますと、以前よりは改善されて、福祉の方が若干落ちている。その分とは言わないですけども、教育費の方の比率が上がったのかなという気はいたしております。

ただ、PTAさんから要求されている金額からいけば、はるかに低い比率であるのは間違いないですが、色々な面で改善されているのは結構なことではないかと思っております。

ただ、従来からやっております指導講師の数ですとか、図書館の司書の回数とか、その辺は恐らく現状どおりではないかと思うのですけれども、できれば増やしてほしかったなという面もあります。

それと、学校の方で使える費用が年々ずっと下がっていったから、本当はこのあたりで少し上げてほしかったなという面も感じております。

とりあえず、以上です。

高 野 委 員 私、幼稚園費の就園奨励費という制度が新設されたということが書いてあるのですけれども、これはどういった、補助区分の新設ですか。

学 務 課 長 ちょっと今日は資料にないですけども、就園奨励費というのは所得階層に応じて補助金額が変わってくる制度になっておりますが、今まで第二子、第三子と

いうところにおいても、所得階層が高い区分には就園奨励費の補助対象外というゾーンがあったのです。

例えば、生活保護世帯は最も補助額が高く、非課税世帯はその次と、だんだん補助額が下がっていった、一番所得が高い階層は補助対象外ということで補助金がなかったんですけども、そこについて、今回、第二子、第三子は補助対象外というのをなくして、全部の階層に補助を出しますというふうに制度が変わりました。

合わせて、各階層の補助額も増になりましたので、本年度、大幅な増額となったわけでございます。

委員長 ほかにごございますか。

あと、組織の方で新しい課ができますが、別に、そういう組織ができるのは結構だと思いますけれども、従来の課にしる、何となく長い名前がついているのですけれども、もっと簡単でいいのではないかという、全く直接的には関係ない話ですけれども、と思いました。単なる感想だけです。

新しい学校づくり担当課長

名称につきましては、「新しい学校づくり」という長い名前ですけれども、これは文部科学省の方からも、学校づくりに対する意欲があらわれてよかったのではないかというような評価を私も直接いただいて、「板橋区の意気込みというのを感じる組織名称ですね」というようなお言葉もいただいて、確かに文言としては長いかもしれませんが、いい名前なのではないかと思っています。

今回の名称につきましても、色々と、他区の状況、一般的には「適正配置担当課長」あるいは「適正配置担当課」というような名称を用いている区もありますけれども、どちらかという、これから策定される魅力ある学校づくりプランでも、これまでにおいても板橋区の特色としては地域や学校、保護者の調整を図りながら進めていくというようなカラーというか、進め方もしておりますので、そういったところからも少し色々な思いを込めると若干文字も長くなっております。

政策経営部とも直接やりとりをさせていただいて、お互いといいましょうか、私どもも了解した上でつけられた名称です。

委員長 ほかにも予算、それから職員定数等についての質疑、ご意見がなければ、とりあえず、次に移らせていただきます。

続いて、3、東京都板橋区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、生涯学習課長から説明願います。

生涯学習課長

それでは、61ページをお開きいただきたいと思います。

東京都板橋区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例でございます。こちらの条例の第2条を改正するものでございます。

具体的には、第2条の2項を「会長は区長をもって充てる」といたします。そ

して、それに伴い、文言を修正させていただきます。

また、第3条以下、記載のとおり文言を改めるものでございます。

提案理由でございますが、平成26年4月1日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、これが施行します。

これに伴いまして、地方青少年問題協議会法が改正されまして、青少年問題協議会の会長の要件にかかわる規定が廃止されるため、要するに、ここに会長は、うちでいう区長ということが書いてございましたが、それが廃止されまして、会長を規定する条例改正と所要の規定整備を行う必要があるためでございます。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

これでは特に問題はないと思います。一応、参考に伺っておきますけれども、「但し」とか「妨げない」、「為」という漢字は使わないということですね。

生涯学習課長 はい。

委員長 特に、ほかにご意見がなければ、お諮りします。日程第一 議案第4号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第5号 意見の聴取について

1. 平成25年度東京都板橋区一般会計補正予算(第3号)

(庶務課)

委員長 日程第二 議案第5号「意見の聴取について」。

「平成25年度東京都板橋区一般会計補正予算(第3号)」について、次長と庶務課長から説明願います。

次 長 議案第5号「意見の聴取について」。

上記の議案を提出する。

提出者は、橋本教育長でございます。

「意見の聴取について」。

平成26年第1回東京都板橋区議会に提出される下記案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見の聴取があったが、区長原案に同意する。

記。

1、平成25年度東京都板橋区一般会計補正予算（第3号）。
内容については、庶務課長からお願いします。

庶務課長 それでは、私の方から。こちらもお配りしております資料1「平成25年度3月補正予算概要」、こちらの方をご覧いただきたいと思います。

まず、1番、今回の補正予算の基本的な考え方というところです。

(1) 年度内の事務事業の確実な執行見通しにより、収入、支出の増減が見込まれる経費。

(2) 緊急かつ必要性の高い施策に要する経費。

(3) 継続的な工事発注のための債務負担行為。

この3点を、補正によりまして最終的に数値の整理をするものでございます。

2、一般会計でございます。

歳入の中で際立っているのは、10款特別区交付金。

こちらが補正前の額といたしまして606億円。それに補正額といたしまして、19億8,900万円強の補正を行いました。普通交付金の最終算定が625億8,959万円となったものでございます。こちらは企業会計の良好なところから増になったと聞いてございます。

次に、18款の繰入金。

この中に義務教育施設整備基金からの繰入金が7,786万3,000円減額となっております。こちらは、赤塚第二中学校、板橋一小、それに中台中学校、前野小学校、その他の改修経費といったところでの数値が確定したために数値を整理したものでございます。

2ページ目、(2)の歳出をご覧いただきたいと思います。

8款教育費。178億1,749万7,000円から3億9,638万3,000円を減額するものでございます。この主な要因は、こちらの右側に書いております小・中学校の改築・改修経費を契約額等の確定によりまして数値を整理したものでございます。

最後のところに小・中学校維持管理とございますが、これは光熱費、要は燃料費の増額によりまして、かなりの額が補正されて必要になったというものでございます。

それに、最後のところの主な基金残高といったところをご紹介します。

義務教育施設整備基金。こちらの補正前の残高が101億4,503万7,000円であったところ、若干、増えてございます。102億5,873万5,000円となったものでございます。これは基金繰り入れを一部見送ったと、財源の変更を行ったといったところでございます。

その主な内訳といたしまして、横型の資料ですが、平成25年度最終補正予算の概要といったところで、国庫支出金の中での変動の大きなところ、こちらに増減理由を書かせていただいております。

先ほども出ましたが、幼稚園奨励費と国庫補助額の圧縮といったところで70

%の減。それに、人数の減といったところでございます。

東京都の補助金についても同様でございますが、そのほかに芝生の面積の減ということで、こちらは成丘小学校のところで1, 279万5, 000円の減額が生じてございます。

裏面をご覧くださいますと、最終補正予算の概要ということで、おのこの事務局費、教育指導費、1項の教育総務費の中ではこの2点のところで1, 000万円以上の減額が出ている。こちらは書いてあるとおり、臨時職員、欠員補充職員の賃金の減というのは必要がなかったといったところで減額してございます。

そのほかに特別支援学級、スクールカウンセラー等によりまして、こちらに書いてあるとおり減額となっております。

学校管理費、先ほど申し上げましたとおり、工事請負費の額の確定によりまして4, 175万9, 000円の減、それに光熱費で2, 504万8, 000円の増といったところが小学校費の主な減額の要因でございます。

中学校費の方におきましても同様でございます。

社会教育費のところでは耐震改修工事。こちらが中央図書館の方の工事を一部見送ったといったところで、2, 633万7, 000円の減額補正をしたものでございます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

要するに、契約等が確定して余ったお金と、あとは光熱費が上がったという部分の補正ではないかと思えます。

谷田委員 確認ですが、そうすると、計画どおりに上手く進まなかったためにその予算を使わなかったというのは、今の中央図書館のことぐらいということですか。

庶務課長 中央図書館では、中央図書館のあり方、将来的にというよりも、近時に、その中央図書館の改築に向けた検討を進めるといったところを、政策経営部の方と詰めました。

その結果、最小限の工事にとどめるべきであろうといったところから、一部工事を意図的に見送ったものでございます。その部分については、近時にその計画が進められるのであれば、不要だと。

今日、後ほど報告があるということですが、まとめると、そのような形で見送ったものでございます。

谷田委員 もう1つ。光熱水費の関係ですけれども、ざっくり言うと、1校50万円ですね。理由は色々あると思うのですけれども、例えば今、学校にその半分でも「自由に使っていいよ」と言ったら、すごく校長先生が喜ぶと思います。

それぐらいの負担増になっているということは、とても残念というか。色々理由はあるのだと思うのですけれども、何かもったいないなという。本当は違う

ことに、それぐらいのお金でも、多分、各学校は確実にいい形で使ってくれるお金だと思うので。ちょっと残念だなというふうに思います。

学務課長 光熱水費の方は、燃料調整費とかそういった形で色々付加されていて、電気・ガス、いずれも上がってきています。

電気の方は、今、一部、東京エコサービスという、清掃一部事務組合の熱を利用した、いわゆるPPSを使っておりますし、今年度はもう1つ、一般的なPPS事業者とも契約を始めまして圧縮を図っているところでございまして、来年度に向けても、さらにPPSを導入できる学校を増やせないかということで、今、業者と検討しているところです。

そういった形でやれば、光熱水費というものは、今ご覧いただいたように非常に大きなウェイトを占めていまして、委員がおっしゃるとおり、それを節約して、何とかその部分を回せればというところもありますので、できるだけ圧縮に向けて色んな手法を研究していく必要があるかなと考えているところなのですが。

今回の場合は、どうしても値上げがありましたので、補正で提出させていただいたということでございます。

次長 学校に限らず行政の予算は、谷田委員がおっしゃったように、それを企業努力で圧縮したとしても、その分が別に使えるという形にはなっていない実態がありまして、そういった意味で、全体の経費の圧縮が進まない部分が逆にあるのかなという認識は持っているのですが、これは全庁的なルールのもとでやっています。

本来であれば、もうちょっと、その辺の学校経営的な部分を学校長にお任せして、ご自身の裁量の中で経費を見出していただけて、それを投資的に使っていただくというようなシステムが構築できれば本当に、学校の光熱費も無駄遣いせずに、もっと、ある意味では省エネルギーが進む部分もあるのかなとは思っています。認識はしておりますが、ちょっと課題ということで、引き続き検討させていただきたいと思います。

委員長 整備週間で回っても、学校の方も、使わない電気を消すとか、暖房もないときは消すとか、色々努力されていますし、さらに光熱費を下げろということになると、地域には貸し出さないとかという方向にも行ってしまいかねないので、余り無理強いするのはまずいとは思っております。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 では、お諮りします。日程第二 議案第5号については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

2. いたばし学び支援プラン第3期計画(案)の報告について

(庶一2・庶務課)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告2「いたばし学び支援プラン第3期計画(案)の報告について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 それでは、「庶一2」の資料をご覧いただきたいと思います。

これまでも、中間のまとめ、それにパブリックコメントといった形でご紹介してきておりますが、第3期計画の内容といったところで、案をお示しさせていただきたいと思います。

まず第3期の案でございますが、平成26年から27年度の2カ年の計画でございます。

2の検討の方向性でございますが、1つ目に、「施策の体系」及び「重点施策」は、基本的に現在の計画のものを踏襲する。

2つ目に、「重点事業」、これにつきましては、重点目標を定性的・定量的に記述する。

3つ目に、「実施事業」については、第2期計画策定時からの状況の変化を踏まえて、第3期の事業量、平成27年度目標値を具体的に記述する。

4つ目に、第3期計画の策定に当たっては、学校長、PTAなどの関係団体から幅広く意見を聴取する。

最後に、「いたばし未来創造プラン」との整合性を図る、といったところを基本に編成してまいりました。

4、パブリックコメントと教育委員会の考え方については、12月20日までのものを載せてございます。それ以降の部分については、小学校PTA連合会3名の方からあったのですが、そちらについては、まとめ切れませんでした。

別紙の方については、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、本体の方でご説明させていただきたいと思います。

まず、3ページをお開きいただきますと、計画における事業の体系化、ここの冒頭の部分を変更してございます。

読み上げます。

「板橋区では、これまで環境への取り組みやまちの工場をはじめとした産業等の育成に力を注ぎ、様々な成果をあげています。このような取り組みや成果を次代に引き継ぐ財産として環境教育やキャリア教育等に適切に位置づけ、教育課題を解決する施策を打ち出し、持続可能な板橋区の発展に寄与する人材の育成や魅力ある教育環境の整備を図るため、このいたばし学び支援プランでは家庭、学校、

地域、教育委員会の役割分担と連携・協同に取り組んでいます。」という、この部分を書き直してございます。

続きまして、5ページ目。2の「いたばし学び支援プラン第3期計画の求める成果」というところで、左ページにあります、この8つの重点施策を受けまして、こちらに記載してございます児童・生徒の基礎学力の向上・定着、教育力の向上、教育環境の改善・充実の3つの目標、こちらを際立たせる必要があるだろうといったところで、下の方から、教育ビジョンの5つの柱の方向性から8つの重点施策と事業、それらを用いまして、この3つの目標を設定いたしまして成果を求めていくといったところを考えてございます。

次の6ページ目。

その3点のところを、児童・生徒の基礎学力の向上に関しましては、子どもたちの現状ということで、こちらは指導室の方で分析してあります各教科、国語、算数の平均正答率が低く、学力のばらつきも大きい、また、中間層より下位層の割合が高いといったところを踏まえまして、おのおのの取り組むべき事業・施策について考え方を述べて、この成果を上げていきたいという形で、ポンチ絵の方を作成してございます。

同様に、教育力の向上につきまして、教育力の向上（教員〈学校〉・家庭・地域）といったところで、教育力の現状について書かせていただきまして、取り組むべきものの可否、取り組みをあらわしてございます。

こちらについても、全国学力・学習状況調査の結果を指導室の方でまとめたいただいたものを現状として上げてございます。

8ページ目。

教育環境の改善・充実。こちらの方に関しましては、魅力ある学校づくりプラン、教育支援センターの実施計画、それに合わせて、現状から挙げたもので、学校施設の老朽化による不安や生活の場としての環境が低下していること。児童・生徒数の減少により適正規模を下回る学校の増加が懸念されていること。ICT環境の整備が遅れているという実態を踏まえまして、このようなものについて、取り組むべき施策事業を挙げ、向かっていくところを書いてございます。

9ページ目です。

進行管理のイメージ図ということで、こちらのD o、C h e c kのところでご指摘がありました取り組むべき事案、各事業の実施、所管課による進行管理、それに点検評価のところでは外部評価だけではないでしょうというご指摘もございましたので、そちらの方を盛り込みました。

こちらでお話しさせていただきましたけれども、いまだに目標値の設定が曖昧であったり、行動指標になっているものが多くあります。成果指標になるよう、事業実施までに改めて見直して、点検評価にも反映させる必要があると捉えてございまして、現在、ここまでのところで書かせていただいておりますので、事業実施の点で見直してきたいというように考えてございます。

次に、10ページ目。

定量・定性管理表というところで、各施策事業に関しまして、この表にありま

す目標・方向性を定量的にはかるか、定性的にはかるか、両方で見るといったところを整理した表を一覧にさせていただきます。

12ページ目。

最後の段落のところに、いじめ防止対策基本法が成立したことを受けまして、そちらの取り組みが必要だといったところで記載を加えてございます。

続きまして、15ページ目。

こちらが、先ほどお話しいたしましたキャリア教育の充実ということで、産業界だとか関係団体面の連携が必要で、板橋区の職場体験学習、事業所の情報提供など、これを系統的に学校と受け入れをつなぐものを教育支援センターで担っていくといったところを記載してございます。

こちらのものにつきましては、今度の2月4日に法人会の事務局と打ち合わせをする予定でございます。

続きまして、20ページまで飛んでいただきますと、新たに盛り込んだ項目ということで、国や都の数値では不登校の数値がずっと落ちてきているのですが、板橋区においては上昇傾向にある。そういったところから、こちらの不登校をゼロにしてくという目標を持ちまして、取り組みについて記載を1ページ増やしてございます。

続きまして、ちょっと飛びまして28ページ、読書活動の充実。

こちらの最終の段落のところで、中央図書館の機能の議論を重ねてまいりましたが、この老朽化施設の改築を含めた検討を進めていくということでの記載をしてございます。

それと、33ページ。

教育支援センターの整備・推進・開設といったところで、こちらも若干内容的なものを、記載の方向を書いてございます。

続きまして、44ページ。

こちらも新たに盛り込んだものでございます。

先ほどのお話にも若干ありましたが、新たに盛り込んだものとして、生涯学習センターの設置検討といったところでございます。

ただ、こちらは平成26年度にすぐというわけにはいきませんで、志村二小のあいキッズの関係、これは大原社会教育会館の方を11月まで使用するというところで、そのときまでは施設を使わなくてもできることについて、順次、取り組んでいくといったところを書いてございます。

それと、45ページ目に、ICTの関係で記載が不足しておりましたので、こちら最終のところに「また、学校ICT化の効果は、文部科学省の調査研究においても、その効果は明らかであり」といったところで、ICT機器の導入とその環境改善、それに、使い勝手のいい環境を整備していくといった内容を記載させていただきました。

それに対応しまして、48ページに、ICT化の推進。目標事業量・方向性に関しましては、49ページの表ですが、平成26年度からタブレットPC等の導入準備を進め、平成27年度には教材の整備等を進めていきたいと。その下にポ

ンチ絵の方を描かせていただきました。

これまでご紹介してきたものは、54ページまでになりますが、新たに施策の体系と、全ての事業の目標を掲載し、最後に資料編ということで、112ページから資料をつけさせていただきました。

115ページからは、先ほどご紹介いたしましたお話の中にも織り込みました全国学力・学習状況調査の概要を入れさせていただいております。

また、「庶一2」の資料の最終ページのところにスケジュールを書かせていただいております。1月31日、本日、教育委員会の方にご報告させていただきまして、次の2月13日の教育委員会で計画をご決定いただければというように考えてございます。

その後、2月20日に区議会、文教児童委員会の方に報告いたしまして、4月にホームページ等で公開していきたいという考えでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

何回も検討してきましたので、大変よくなったのではないかと思いましたが、1件だけちょっと気になることが。7ページで、教育力の向上の中に「近隣大学との交流・連携」とありますが、この中に、「福井教職大学院との連携」とあって、近隣大学ではないから、ここの「近隣」は取ってしまった方がいいかなど。あとのところにも出てきますけれども。

庶務課長 分かりました。そのように改めます。

委員長 某中学校さんでは、別の近隣でない大学との提携も、今、模索しているということですから。

庶務課長 分かりました。改めます。

谷田委員 今お話があったので、ぜひ、成果指標をいい形で考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

あと、今回、整備週間に行かせていただいて、多分、各委員さんがまた簡単な報告書をつくられると思いますけれども、今感じているのは、1つは協同学習という考え方が随分学校の中で定着しつつあるとか、それを実践しているところがすごく増えているなどという空気を1つ感じました。

あと、先生たちの学び合う姿勢というのですか、それも各学校で色々工夫をしながら、若い先生が増えているからということもあるのかもしれないですけども、そんなことを感じて帰ってきてみて、何かすごくいい事例ができていのではないかなというふうに思います。

ですから、この辺のやってきたことと、この2年と、具体的には再来年スタートの教育支援センターとか、何か、本当にこれで上手くいくと、いい循環になっ

ていくような感じがしているので、大変大事な2年間なのかなというふうには私は感じています。

以上です。

庶務課長 協同学習だとか先生方の実践については、それを支援センターの校務支援システムの中に取り入れたりといったところも考えてございますので、ぜひ、その方向で進んでいければと思います。

委員長 同じく、その整備週間で伺ったところによると、若手の教員を指導するには中堅の先生がしっかりいないと十分できない。先生の年齢構成が上手くないとできないので、その辺の配慮もお願いしたいというものがありました。

指導室長 板橋だけではなくて、全体的に40歳前後が採用されていないんです。今、多いのは55歳以上と20代というところで、そういう山が、ピラミッド構造がそのまま上がっていくということで、少し管理職不足ということがだんだん、いわゆる副校長の世代になるあたりが不足してきていて困っている状況があるかもしれません。なるべくいい人材を引っ張ってこようと思います。

委員長 ほかにございますでしょうか。

(なし)

○報告事項

3. 公文書不存在決定に係る審査請求の裁決について

(学一1・学務課)

委員長 では、報告3に移らせていただきます。報告3「公文書不存在決定に係る審査請求の裁決について」、学務課長から報告願います。

学務課長 学一1「公文書不存在決定に係る審査請求の裁決について」ということでございます。

この案件は、高島第三小学校の給食室の換気装置の音に対して苦情を申し立てていた方から、公文書開示請求について、公文書不存在決定をもらったことに対する不服申し立てに関するものでございます。

本年度の第8回教育委員会において、この請求に対する弁明書の提出についてご審議いただいた案件でございまして、今回、その結果としまして、この請求を棄却する旨の裁決書が送付されたものです。

では、確認の意味で資料を読ませていただきます。

最初のところですが、審査請求人が平成25年3月28日付で提起した、東京都板橋区情報公開条例に基づく公文書不存在決定に係る審査請求について、平成

26年1月15日、審査庁板橋区長より審査請求を棄却する裁決があった。

1番、経緯でございます。

(1)のとおり、請求人から公文書の開示請求があり、(2)で公文書不存在を通知してございます。(3)のところですが、この不存在に関して審査請求が出され、(4)は、これに対する教育委員会の弁明書の提出であります。

この4月26日という日付が、先ほど申し上げました第8回教育委員会の開催日ということになります。

そして、(5)審査会での審査を経まして、(6)で棄却の裁決といった流れになってございます。

次のページからが、実際の裁決の骨子となっております。

裁決の文章でございますが、まず、主文として、本件請求の棄却が記載されておりまして、以下、理由ということでページがずっとつながっております。

長い文章ですので、要約します。

まず、このページの中ほど、2番、審査請求の理由というところですが、この2番の5行目からでございますが、教育委員会は、当該換気装置をきちんと点検していると主張している一方、公開請求に係る公文書(板橋区立高島第三小学校の給食室の建設にかかわる全ての文書)は存在しないという。当該公文書が存在しないとすれば、どうやって当該装置の日常的な点検を行っているのか。

以上から、教育委員会の主張は理解できないので、原処分を取り消し、公開請求に係る公文書の速やかな公開を求めるものであるということがご本人の主張ということになってございます。

そして、次の、次のページを見ていただきたいと存じます。

冒頭に「本件公開請求に係る公文書の存在の有無について」と書かれたページでございますが、そのページ、その下ですが、(1)①この点、処分行政庁は、本件公開請求に係る公文書が存在しない理由として、板橋区立高島第三小学校の給食室の建設は区長部局において行われたものであることを上げていますと書かれております。つまり、区長部局で建設を担当していますので、教育委員会には建設に関する文書はございません。

そして、これ以降に記載されているのですが、それは適正なものであり、現に、区長部局において、この当該請求に絡む開示請求により、建設に係る文書の開示を行っているということがここに書かれているものでございます。

そして、そのページの一番下から2行目、(2)のところですが、これに対して、審査請求人は、本件公開請求に係る公文書が処分行政庁に存在しないとすれば、板橋区立高島第三小学校の給食室について日常的な点検をすることができないから不自然である旨主張しますが、あらゆる点検に当該文書が必ず必要であるとまでは言えない上、前記②の諸制度や所掌事務――これは文書保存規定であったりといったものでございます――、さらに文書の保存年限をも勘案すれば、当該文書が処分行政庁に――これは教育委員会なのですが、存在しなかったとしても不自然であるとは言えませんという事実認定から、最終的に棄却という裁決が行われたものでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

要するに、文書は区長部局にはあって公開していて、教育委員会の方には完全に無いと。

学務課長 教育委員会の方にはありません。営繕課の方で一部残っていますので、全部、図面等を含めて開示はしております。

委員 長 開示されたものを、また、教育委員会で開示しろというのは、何か意味があるのですか。

学務課長 いいえ。教育委員会がきちんと持っていないと、教育委員会が換気装置の点検をできないはずだというご本人の主張です。

実際は、別に建設当時の図面がなくても、換気装置の点検は十分行っておりますというところが、その事実認定に書かれているのですけれども。

委員 長 よほど複雑な設備でない限り、図面がなくてもできるとは思いますので。これはこれでよろしいのではないかと思います。

ということよろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 「魅力ある学校づくりプラン」(案)について

(新一1・新しい学校づくり担当課)

委員 長 では、次に、報告4「「魅力ある学校づくりプラン」(案)について」、新しい学校づくり担当課長から報告願います。

新しい学校づくり担当課長 それでは、「魅力ある学校づくりプラン」(案)につきましてご報告いたします。

資料は「新一1」でございます。

こちらは、既に素案の方をご確認いただきまして、パブリックコメント等もいただいたところございまして、その後、素案から書き込みをしたところを中心に、本日は説明させていただきます。

では、内容を説明させていただきます。

1 ページ目のところでございますけれども、魅力ある学校施設の整備目標というものを立てました。ここで、素案ではイメージの項目を立てていたのですけれども、その内容について、2 行程度ぐらいずつ具体的な記述をさせていただ

ています。これは、2ページ目まで同じ様な形で続いています。

基本的には、平成21年3月に策定いたしました板橋区立学校施設のあり方検討会報告書の内容に沿った形でございます。

それから、3ページ目のところでございますけれども、適正規模化に期待される効果といたしまして、人間関係、教育活動、学校運営の相関図を示しております。

今回、このプランの最終案をまとめるに当たりまして、既にこれまで適正規模に対する基本方針であったり、昨年9月にはこのプランを策定するための方針をまとめたところでございますが、これまで述べてきたことで必要なことはこのプランの中に取り組みような形をしております。この表につきましても、既に公表されているというものでございます。

続きまして、少しページの方は飛んで、7ページ目から魅力ある学校施設整備の課題ということで幾つか上げられておりますけれども、8ページ目に、5番目といたしまして、予防保全・改築周期の設定です。

この項は、素案のところではなかったところでございますが、特にこれまでの、何かあったときに急に対処する「事後保全」と言われているようなものに頼ってきた状況、そうではなくて、異常や不具合が発生する前に計画的なメンテナンスを施す「予防保全」の考え方が必要なのではないかということで、課題としてここで上げております。

3章からが魅力ある学校づくりプランでございまして、まずは10ページ、3-1-2のところでは計画期間の考え方ということで、パブリックコメントでも、どうして10年間という長い期間に、例えば前期計画とか後期計画というようなことになっているのかというようなご意見もございました。

1校を改築するには、設計2年、改築工事が2年半という現状からしますと、少なくとも4年半程度の期間を要します。それで、幾つかの計画を進めていくにあたりまして、10年間程度のスパンで計画し、進捗の管理を行う必要があるというふうに考えております。

さらに、この段で、前期計画で特に取り組む、昭和30年に建設し、未計画の学校、学校規模の観点から緊急的な対応を要する2校について取り組んでいきますという表記を加えております。

それから、3-2の学校施設整備と適正規模・適正配置の連動につきましても、ここは前文というものがないので、今まであった分と少し調整して、基本的には考え方を読み取っていただきやすいように修正いたしました。

12ページ目からが具体的な協議の流れでございます。

こちらの表も、9月の方針のところから出しているものでございます。

3-2-2の児童・生徒数の変動への対応につきましても、実際の児童・生徒数のピーク時との比較の表を挿入しております。

13ページ目からの大規模化・小規模化の検討協議の流れにつきましても、9月の方針のところから抜き出しております。

小規模化の欄外のところでも、学校規模を回復した場合の取り扱いというもの

を追記しています。

15ページ目には、協議会についてということで、これまでの考え方をここで項目ごとに示させていただいています。

続きまして、17ページ目。3-3の魅力ある学校施設整備の課題への対応ということで、こちらにつきましては、先ほどの7ページ目の2-2の課題に対してできるだけ対応した形に並べかえ、述べるような形で記載しております。

まず、適切な維持管理や予防保全に努めて、計画的に改築・改修を実施していくことで建物自体の長寿命化を図りますということで、前提として記載しています。

(1)の長寿命化への取り組みにおきましては、老朽度に応じて、大規模改修というものと維持改修というような区分を選択して、学校施設の長寿命化を実現していきます。

これは、改築しないような場合について、この2つの道を選択するというようなことをございます。大規模改修につきましては、これまで行ってきたような形で設備更新等に加えまして、さらに機能向上、性能向上というものを加えるものをございます。例えば、エレベーターの設置であったり、給食室の増築であったり、そういったものも踏まえた大規模改修というようなことをございます。

この維持改修につきましては、いわゆる電気給排水等の設備更新を基本的には第一に実施いたします。しかしながら、一定の規模、金額をかけての工事に入りますので、教育機能等の向上についても可能な限り実施してくというものでございます。

こちらの部分につきましては、現在、板橋区の学校施設大規模改修検討委員会の協議を並行して進めているところをございまして、3月にはその報告書をまとめたいと考えております。

具体的な工事の内容、それから経費の投入等につきましては、その報告書を踏まえて取り組んでいくこととなります。

(2)は保全計画の策定ということをございます。

基本的に「保全」という広い言葉ではあるのですが、将来、必要となる費用の予測が、保全計画を立てることによって可能となります。予防保全を適切に実施し、計画的な改修を行うことで財政負担の平準化も図れると考えています。

それから、3-3-2は計画的な改築と財源の確保というところをございまして、ここは後段の部分が新しく書き加えたところをございますけれども、積極的に国庫補助制度などを活用して区の負担軽減を図ってまいります。

また、いわゆる基金の投入ということも大きな問題でございますので、区長部局の基金計画の策定に当たっては、連携を密にしながら計画的な基金の積立と取り崩し、さらには起債の活用という部分についても図ってまいりますというような記載になっています。

18ページ目です。

こちらでは、3-3-3といたしまして、改築周期の部分について、特に新しい考え方を盛り込んでおります。

この改築周期につきましては、(1)にありますとおり、区でまとめました公共施設の整備等に関するマスタープランでも述べているのですけれども、これまでの公共施設につきましては、耐用年数の代表値であります60年と設定しております。

ただ、一方で、日本建築学会のコンクリートの耐久性区分、こちらでは高強度のコンクリートを使用することで、この目標耐用年数を100年とすることができるとい定義もなされております。

実際に、平成25年度に竣工いたしました板橋第一小学校、赤塚第二中学校におきましては、その長期水準のコンクリート(30N/m²)を採用しております。今後の改築におきましても、このような長期活用に優れた資材を活用すること、それから、ここまで説明させていただいた保全、あるいは修繕改修の適切な実施によりまして、従来の改築期の延長についても図ってまいりたいと考えております。

改築単価につきましては記載のとおりでございます、これにつきましては、過去の実績の部分から金額を算出しております。

3-4のところは、実施の方策というところでございます。

3-4-2のところでは標準設計指針というものがあまして、これは、素案のところでは検討というようなところでございましたけれども、ここは設計指針を策定していこうという形で改めております。

3-4-3の今後の留意事項につきましては、項目立てをしていたのですけれども、具体的に、その内容の書き込みを加えております。

さらに、その留意事項の検討期間というものを、基本的に平成27年度までに方針を決定していこうということで、期限の方も記載しております。

この中で、④は、もともとは費用低減についてという項だったのですけれども、それは、前の項の標準設計指針等の中でも十分検討していくことが述べられておりますので、そこは抜いております。

それから、20ページ目から具体的な改築・改修計画というところでございます。ここで少し記載イメージが変わったのが、21ページ目の「前期計画」の取り組みイメージの図でございます。

検討する学校グループをAからIまでの9つのグループ、これは前期計画で3校ずつ完了していくと9校が完了するという説明をしていたところでございますけれども、基本的には第1期について、それをさらに3期に分けるような形で第1期、第2期、第3期という表現にしております。

調査検討から改築工事までの矢印を、同じような色合いで第2期、第3期の部分も載せていたのですけれども、この辺は、今後の検討経過も踏まえて、少し大きなイメージを持っているというような形で、財政状況の確認等も今後進めていきますので、取り組みのイメージをつけるという意味で、少し矢印の形態を変更させていただいております。

22ページ目から、具体的な学校グループの編成についてということで、グループ編成の方針をまとめております。

基本的には、検討の対象となる学校を中心として、その隣接校を学校グループ編成の検討のまず対象といたします。

それから、例えば学校の改築が終了しているとか、学校規模の状況であったりとか様々な状況で、グループ編成の中で編成の対象除外にするなど、そういった検討を進めていきます。

基本的には、将来の人口推計というもの必要となってまいりますので、こちらにつきましても、「国立社会保障・人口問題研究所」の板橋区における年少人口の推計値、指数などを用いて行っていきたいと考えております。

具体的な検討グループについては、また改めてお示しさせていただきたいと思いますが、例えば、検討の中で組み合わせ、将来にわたって適正な規模を有するという場合には、場合によっては18学級を一時期超えてしまうようなケースもございます。

現時点で、私たちの検討段階でそういうケースも見受けられているのですが、その場合は、さらにその周辺校との通学区域の調整であったりとか、そういった形で、少し広いエリア一帯で将来にわたって適正な規模が維持されるということも考えていきたいと思っております。

現在、素案からの具体的な、いわゆる本文部分の書き込みの説明については、以上でございます。

今後の予定につきましては、先ほどの学び支援プラン第3期計画と同様でございます。さらにグループの編成の状況であったりとか、考え方で、具体的なものも含めまして、2月13日の次回教育委員会でお示しできればと考えているところでございます。

長くなりましたが、以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

青木委員 ちょっと気がついたところです。すごく細かいところなのですが、2ページ目のバリアフリーのところです。

エレベーター等の設置に関してなのですが、網掛けの部分で、「障がいのある方、高齢者など安全に安心して利用できる動線・設備」とあるのですが、昨今の昇降機の事故例は建築設計の配慮に欠けていたことで起こっているのが非常に多いのです。ですので、これは文言だけの話ですが、例えば、「動線・設備を設け、建築設計にも配慮する」というような文言を入れていただくといいかなど。

吹き抜けで、下りのエスカレーターを、踊り場というか、空間側に配置していて人が落下するような事故とかが起こっていたり。それから、動線ももちろんそうですけれども、周りの飾りというので手を挟まれたり、それこそ秋葉原の事故があったり。

ああいう事例が出てきている中で、国交省の会議で言われていることは、建築設計の配慮というのが非常に重要だという議論が起こっていますので、その辺も

加えておけばいいのかなと思いました。

それから、18ページの改築周期と将来コストのところの文言は、構造躯体については確かにそのとおりで、ここに書いてあるとおり、60年、100年という数字があるのですけれども、今回の整備週間で回らせていただいてすごく感じたのが、設備配管等とかのトラブルがありました。管が詰まっているとか、雨漏りとか、そういうものが多くて。

要するに、構造躯体自体はそうですけれども、機械設備や配管インフラ等というのは割と機械構造に近いので耐用年数が短い。腐るとか、さびるという意味で。

ですので、これだけではなくて、コストだけで考えていくと、むしろ設備を全部入れかえると非常にコストがかかるというような場合は、改めて全体を作り直した方がいいという考え方もあるのかなと思いますので、その辺の文言を、「トータルのコスト削減も図ります」という上の一文があるので、それは必ずしも構造躯体だけで全てが決まらないよというようなニュアンスを盛り込んでいただけるといいのかなと思いました。

雨漏りという話がどこに行っても出てきていたものですから、そんなことを感じました。

以上です。

委員長 そうなんですよね。躯体だけ100年もたせても余り意味はないというか。民間の会社ですと、機能的な面で落ちてくるので、今、20年とか30年で更新というふうになって。どうせ、建てかえてしまうのであったら、余り頑丈なものをつくる必要はないなというものがあると思います。

特に、最近の設備関係は、すぐ更新できるようにつくるとかする傾向にありますし、IT化がどんどん進んでくると、従来の配管では足りなくなって、どうしても改修が出てくるので。今の状態で余りがっちりつくるのは無駄だなという面もあるかと思います。

以前は、フリーアクセスなど全然なかったけれど、最近のビルはみんなフリーアクセスになりましたし、学校ではせいぜい職員室ぐらいしかやりませんが、そのうち、ほかの部屋でもそういうのが出てくるかなという気もしていますし、どんな設備が出てくるか分からない。

余り躯体だけがっちりしていても意味がないなという感じはあります。それでコストが変わらなければ別にいいのですけれども、そのためにコストをかけるのは無駄かなと。

新しい学校づくり担当課長 まず、エレベーターのところにつきましては、書き加えを考えていきたいと思っています。

それから、2点目の躯体の強さというところでは、ご指摘いただいたとおり、まずは躯体を考えて改築周期を考えていくという前提があったのは間違いありません。

そういった中で、保全計画の策定というのは、前ページのような考え方であっ

たり、そういった形で計画的な予防保全というのでしょうか、そういったもので適切に取り組んでいくということも考えておりますので、基本的には、18ページ目の(1)の最後のところで、最終的には「適切な保全及び修繕・改修の実施により」というような言葉を、そういった意図があって書き加えたつもりではあったのですが、もう少し分かりやすくしていきたいと思っています。

先ほど言った配管というところにつながるかどうかは分かりませんが、学校施設イメージのところでは、例えば1ページ目の下のところで、教育ICT化への対応のところ、まさにそのような形で、技術の発展に対して、機器の更新や配線等の追加、あるいは更新を容易にできる構造にするというような形をしておりますので、設備にもこれがつながってくるのかなということなので、その辺についても、雰囲気は伝わるように検討していきたいと思っています。

長く使えば使うほど、間の修繕周期というのが大切になってくるというのは、施設の検討の中でもたくさん話が出ていたことですので、少し削ってしまったものもありますので、表現を工夫してみたいと思います。

高野委員 感想としてはあれですが、ここでは具体的な学校はまだ出てきていないのですが、具体的な学校が出てくると、どうしても自分の関係のある学校についてというところだけに視点がいつてしまうと思うのです。

ですから、このプランは、板橋区全体の地域として、それからまた将来的なこととかを含めてできたプランですから、そこをぜひ各校に話に行く前にしっかりと皆さんにご理解していただくことが大切かなと思います。

それと、中台中学校は工事の始まりが延びたのですが、当時、工事に当たる年代の人たちはもう卒業してしまって、新しく今度工事が始まりますよといっても、現在いる在校生の人たちも、使うのは自分たちが卒業してからだというようなことがあります。

具体的になれば、またなつたで、自分が関係しているかどうかというところで、計画とかそういうことに対する興味が違う形でいつてしまうような恐れもあるので、区全体としてのプランというものをしっかり皆さんにお示しして、全体的な目線で考えていただけるように進めていつていただきたいと思います。

新しい学校づくり担当課長 プランがまとまった際には、公表・周知の仕方というものが大きいと思います。

今、高野委員がおっしゃったように、個別な検討の対象となった学校や地域の関係者と、区全体で俯瞰して見ていられる地域の方とでは、考え方というのは、やはり違う部分も出てくるかなというのは、素案の段階で全ての18地区の町会長会議のところでも説明していたころでも、説明していつて、聞いていただける空気感の違いも若干感じていたころです。

それは、町会長さんたちだけではなく、PTAの方々もそうですし、自分の学校となったときにどうなるのかというのは大事なことではあるのですが、まずは将来に向かって望ましい教育環境、学校環境を整えていくという大きな前提もありますので、プランがまとまって、特に具体的な学校名が出てきた際には

丁寧に考え方を伝えていきたいと思えます。

委員長 ということ、今日示されましたプランについては、概ね了承ということでしょう。

(はい)

○報告事項

5. 志村地域の通学区域変更の進捗について

(新一・新しい学校づくり担当課)

委員長 では、次は、報告5に移ります。報告5「志村地域の通学区域変更の進捗について」、新しい学校づくり担当課長から報告願います。

新しい学校づくり担当課長 それでは、資料「新一」でございます。

志村地域の通学区域変更の進捗についてでございます。

こちらは、小豆沢一丁目の大規模集合住宅の建設に伴いまして、志村第二小学校、第三小学校、第四小学校の部分での通学区域の変更に係り、これまで地域説明会、保護者説明会でいただいた意見がございました。

そういった中で、大きな課題につきまして、教育委員会としての方針を決定し、今後、この考え方を再度説明する場を設けるといふようなことで地域の方々から申し入れがあり、行うことといたしております。

今回、その方向性の確認、事務局の案につきまして報告させていただきまして、確認いただければと思っております。

なお、この考え方の周知の説明会につきましては、2月18日火曜日、午後7時から、志村のコミュニティホールで行います。町会回覧板であったり、前回と同様、各世帯へのポスティングなどを行って、開催の周知を行いたいと思えます。

第1回説明会での主な意見につきましては、資料に記載のとおりでございます。

大きな課題につきましては、まず、(1)といたしましては、志村第二小学校から志村第三小学校へ、通学区域が変更する部分があるのですけれども、その情報についてという項目と、それから、2ページ目の(2)の変更となる区域の志村第二小学校への入学についてという部分。それから、(3)の志村第三小学校への通学の安全についてという部分の大きな3点というふう認識しております。

まず、(1)については、私の方から説明させていただきまして、(2)(3)につきましては、それぞれ所管の課長の方から説明させていただきたいと思っております。

まず、(1)の志村第三小学校の情報であったり、志村第三小学校自体の将来の児童数推移の数値根拠であったり、それら学校施設の状況についてという項目でございます。

こちらにつきましては、志村第三小学校へ協力を依頼しまして、学校案内等、

学校の取り組みが分かるような資料を用意いたします。そして、2月18日の説明会でも配布したいと思っております。

それから、12月に行われました説明会のところで少し詳細な情報等も知りたいということでしたので、それらの情報につきましても用意した上で、丁寧に説明をしていきたいと思っております。

それから、学校施設の状況につきましては、説明会においては、施設の建築年や老朽化の状況といったものについてのご意見がありました。説明会では、一定、お話をさせていただいたんですけれども、また、2月18日のところで、もし施設状況についての質問があれば、改築・大規模改修の対象の時期はいつごろになるとか、具体的な方向性が分かるような説明に努めていきたいと考えております。

では、めくっていただいて、(2)、(3)の方は所管の課長の方からお話しいただきます。

学務課長

2枚目の(2)志村第二小学校への入学についてというところでございます。

通学区域変更を行った場所につきましては調整区域という形で、従来から、2年間は、そこのお住まいの方の従前の学校に、一応ご希望の方は優先して入れますという制度を行っているものでございますけれども、今回こちらの地域の方から、調整区域について、8月1日、通学区域変更を行う日にちの時点で、現に住民登録しているお子様が入学するまで、希望者については志村第二小学校へ入学することを認めていただきたいというふうなご要望がございました。

従来としては2年間なのですが、今回、5年間ということになるわけでございますけれども、希望者の申し込みがありましたら入学を受け入れるという形で調整させていただきたいというように回答しようと考えているところでございます。

学校地域連携担当課長

では、続きまして、(3)の志村第三小学校への通学の安全について、私の方からご説明申し上げます。

所管は、志村第三小学校と学校地域連携担当課ということですが、通学路につきましては各学校の方で定めているところでございます。そのため、志村第三小学校の方にお話をさせていただきまして、このエリアについてどういった通学路が望ましいかというところを調べていただいたところです。

その結果、3ページ目に地図がございますが、新たな通学路ということで、見づらいのですが、縦にちょっと曲がりながら南北に延びる道が新たな通学路というところです。上部の方から下部の方へ。

その続きに点線がありますが、そこが現在の志村第三小学校の通学路ということになっております。

その道は、北から南への一方通行の道路となっております。登校時に、学校の方で調べていただいたところ、1月14日から17日までの4日間調査をされたということですが、その登校時間帯はいずれの日も車が二、三台とバイクが2台程度確認されただけであったということです。

また、この一方通行の道は、志村第二小学校のスクールゾーンというような形

で、現在、午前7時30分から8時30分まで交通規制されております。一方通行ですので、北側の入口で車両の規制ということで、入れないような形になっております。

また、この道路が学区域のほぼ中央にあるので、この道路に出ることが比較的容易であろうという判断です。

主に、本蓮沼駅に向かう方、あるいは小豆沢の仕事場に向かう方というところで、人の流れもございまして、人の目が多いというふうに判断させていただいたところですが、また、道沿いには数店の商店があり、登校の時間に店が開いていたということから、この道を通学路としてまいりたいということでもございました。

また一方で、志村第三小学校は、通学の際に特に登校班というのを設けていないのですが、志村二小の方では、現在、登校班で通学しているということですので、通学に対する保護者の思いからすると、登校班での登校というのを希望しているものと考えられるということです。

そのため、志村二小の新たな区域から通学するお子さんに対しては、登校班を組織して登校することも考えてまいりたいということで、その際は、様々な面で保護者の理解と協力が必要となることを十分に説明させていただきながら、ご理解の上で登校班の編成をしてまいりたいということです。

この通学路につきましては、私どもの方でも確認させていただいたところ、スクールゾーンの規制箇所であるということと、あと、一方通行の道でガードレール等はないのですが、歩道にはグリーンベルトなどの舗装がされているということで、通行量についてもそれほど多くないというような判断をさせていただいたところがございます。

学童擁護員についても、現在、地図上にもありますが、この3カ所、志村第三小学校では学童擁護員を配置しているところがございますが、新たな通学路で特に危険と思われる箇所はないのではないかと判断させていただいております。

また、通学路の児童の安全確保のために、見守り隊というものを私どもの方で所管しておりますが、これも学校を通して近隣の方をお願いしているところがございます。

登校班等の話をさせていただく同じタイミングで、見守り活動への協力というものを、保護者の方や、あるいは地域の方に対して求めていこうということで、学校の方にも要請しているところがございます。

私の方からは以上です。

新しい学校づくり担当課長

今のような考え方をまとめさせていただきました。

今後は、2月18日に向けまして、もう少し保護者や地域の方に分かりやすいような形で資料を作成して、説明会で使用したいと考えております。

以上です。

委員長

質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 入学についてのところの調整区域を5年にするわけですね。5年にする意図は何でしたっけ。

学務課長 これは、今現在、生まれているお子さんの入学ということです。

谷田委員 そうすると、例えば極端な事例として、これから生まれる子どもで、既に、志村二小にお兄さんなりお姉さんが学校に行っている子は対象外ということですか。

学務課長 これは、兄・姉関係は、従来どおりです。

谷田委員 それとは別に。

学務課長 今回は兄・姉がいなくても、調整区域だからという理由でも何とか2年以上認めてくださいということなので、それは5年間とします。

兄・姉は、従来どおり、もし在学生の兄・姉がいらっしゃれば、一般の方より優先というのは従来どおりです。

谷田委員 長いですね、5年は。

学務課長 そうですね。一般的には、通学区域を変更した効果を早くあらわしたいというところで2年が調整区域なのですが、今回の場合、地元の方からのご要望もありまして、また、二小の方の実際の通学率といいますか、通学するであろうという、今までのシミュレーションをしていくと、何とか5年間は調整区域の方が希望されたとしても就学可能かなというところで。

5年以降になるとかなり厳しくなるのですが、5年ぐらいでしたら何とか受け入れられるのかなというところで、地元のご要望ということで、このように判断しました。

谷田委員 考え方としては色々あるのかもしれないです。私は余り長くしない方がいいと思います。ただ、経緯の中で、今回はちょっと長い期間になりそうな雰囲気になるだろうと思いますけれども。ここが5年だと、また次も5年とか、こういうケースが出てきたときに、そんなふうになると、私はちょっと嫌だなという感じはします。

ですから、その辺は、どういうふうに考えておくのかなというのは、ちょっとあると思いますけれども。

学務課長 今申し上げましたように、変な言い方ですと、通学区域をせっかく変えてもその効果がなかなかあらわれないということになってしまいますので、短い方がいいということは、行政の効率性から考えればそうなのかもしれませんが、地元の方々の学校への愛着とかそういったものがあって今回こういうことになっ

ております。

実際的には、この後どうなるのかというのは、ほかにも通学区域の変更がありますので、整理していかなくてはいけないのですが、やはり平等性というものが行政に求められていますので、ここで5年ということになりますと、ほかの区域は従来どおり2年にするというのも、またそれはそれで厳しいお話になるかと思っておりますので、5年ということになっていくのかなという気はします。

ただ、地元の方も色んなお考えがありますので、引き続き、従前どおりの学校に愛着があるので通わせてくれ、権利を保障してくれと言う方もあれば、区域が変わってしまえば、基本的には指定された新しい通学区域の学校に通うということですので、全部が全部、従前の学校に行くというわけでもないの、ある程度、5年に延ばしても通学区域を変更した効果は出てくるかと思うのですが。

新しい学校づくり担当課長

非常に難しいところでして、説明会でも、両方の意見がございます。もう少し早く通学区域の変更が分かっていたら、そちらの学校を選んだというようなお話をしてくれた方もいますし、マンションに入居する、具体的な人数を見てから決めてもいいのではないかなというようなご意見もあるので、なかなか一概には言いにくいかなというところではあります。

ただ、通学区域の変更というところでは、学務課長も話したとおり、これまで2年ということですずっとやってきておまして、それは通学区域を変更した後も、一定、その学校に対して、まだ入学できる余力があったので大きな課題にはならなかったのですけれども、今回、やはり大規模なマンションであるということと、志村第二小学校は、これまでも規模が限界というか、大きくなっている状況の中で、何ら確約がとれないというところが、ご納得いただけないというのでしょうか、安心感を持ってないというようなご意見につながっていたとは感じています。

次

長 このベースとしてあるのがアステラス製薬の跡地にできる600戸を超えるマンション。これが、どれだけのお子さんがあるかを今の時点で把握できていないというのが最大の問題なわけです。

我々も、あくまで統計的な数値で、ここに何人ぐらいお子さんがいるだろうということで、仮定の上で話を進めているところで、実際にもう入居が決まって、何人のお子さんがあるかということ把握できれば、もっと分かりやすい説明と分かりやすい線引きが可能になるわけですが、では、実際、仮に通学区域を変更しないで今のとおりいきましょうといったときに、やっぱりキャパを超えてしまう可能性が今の統計的な見込の中で出ているという中で、本来であれば志村二小に今まで通っていた地域の方に区域を変わっていただくということになりますので、ある意味で、その辺は大変説明しづらい部分です。

お気持ちとしては、私もお話を聞きましたが、志村二小に通学できるので、この家を買ってきたという方もいらっしゃるよう聞いていますので、そういう方に対して、元志村三小ですということとは申し上げますが、お気持ちとして、逆にマンションの方は志村二小の方に行けるのに自分たちは何で志村三小に行か

なければいけないんだという部分が今回はかなりあるのかなと。

他の地域ですと、例えばマンションだけを変えろということであれば、マンションの方とのやりとりだけで済むわけですが、今回は今まで通学区域だったところを変えてマンションの方を入れるということになっているので、その部分で、本当は2年ということで、かなり内部でも議論をしたところですけども、かなり、こちらとしてもそういう変更になる方の心情を察すると、今生まれている方については、そういうご希望があれば尊重するというので話を進めていく必要があるのかなと判断しましたので、対応としてどうなのかというご意見が出る中、私どももそういう議論を大分いたしました。

ただ、今回これを進めないと、進めてもリスクがあるのかもしれませんが、できるだけ回避しておきたいという気持ちから、こういう玉突き、異例の通学区域の変更になっておりますので、その部分をぜひとも進めたいという考えから、5年ということで、そういうご要望に対して対応していこうと。

ただ、学務課長が申しあげましたように、全員が全員、志村二小旧通学区域に行くということは、今後のことを考えると考えづらいのかなというように思います。また、調整の中で、隣接しているところの希望の中で対応できる部分もありますので、今回はそういう形で進めさせていただいて、今後、影響が出るかもしれませんが、その場合は5年ということで、ある程度対応せざるを得ないのかなとは思っております。

大変申しわけないと思っております。

委員 長 そんな意味からすれば、基本的には2年で、既に在住している者については5年という。

学務課長 今までの、既に在住が2年だったのです。

委員 長 ああ、そう。なるほど。在住が2年。

学務課長 名簿を確定しまして、この人たちは何年という。

委員 長 では、そうすると、在住が5年ということは、新たに引っ越してきた人は、基本的にはこっちということですか。

学務課長 それは基本的には、新しい通学区域でございます。

高野委員 通学路についてですけども、これは、朝は調べているようですけども、下校時の状態というものをぜひ調べていただきたいと思うのです。これはスクールゾーンがあるので通行量は少ないと思うのですけども、帰りとかはどうなのかなと。

あと、街灯とか、その明るさとか、そういうものも、ぜひ朝の登校だけではなく

くて、下校時の通学路についても調べていただければと思います。

学校地域連携担当課長 下校時につきましては、学年ごとに帰る時間も違うということもありますが、志村第三小学校の場合、ほぼ、皆さん、あいキッズで活動してからということですので。大体、帰る時間帯はプログラムが終わったりという区切りがあり、時間ごとに、エリア別に子どもたちを帰しているということでございましたので、ある程度、集団では帰れるのかなというところですよ。

ただ、交通量について、下校時がどうだったかというところまでは学校の方でも調べてないようなので、引き続き、そこは学校とともに、私どもの方でも調査をしてまいりたいと思います。

委員長 志三小の学校案内を配布するということですが、通常の学校でいただく学校要覧はすごく細かい字で、ほとんど読みづらい。この間、下赤塚小に行きましたら、カラーの学校案内があって、来校者にはそれを配っているということだったので、そういうものがあると非常に一般の方には分かりやすいと思います。

新しい学校づくり担当課長 そうですね。今、打ち合わせをしております、学校公開等で来校された方にお渡しするような、少し柔らかいと言ったらおかしいですけども、写真が入って学校活動が分かるようなものとか、そういったものを用意の方がいいかなとは考えています。

委員長 そこでは、小規模校というのは強調しない方がいいと思います。

新しい学校づくり担当課長 確かに人数規模を見て驚いたというような意見は、その説明会の中でも実際的にはありました。

また、私たちが用意した推計資料では、今後、学級数が増えていくというような推計値にもなっているのですが、それが先ほど私の方で話をした教育委員会として都合のいい数値で、増える学校だからどうこうというふうに言っているのではないですかというお話は受けたところですが、実際的に、志村三小などの通学区域の中で、現在、1歳、ゼロ歳ぐらいのところだと、今の倍です。80から90人ぐらいのゼロ、1歳のお子さんが区域内におりますので、その区域内人数が減ったことによって規模が小さくなったということ、その根本的な問題というのは、まずは解決されていますし、地域が支えている学校という特色もありますので、そういった説明はさせていただいたんですけども。

その辺の説明についても、しっかりと伝えていきたいと思っています。

委員長 そうですね。地域の方が非常に熱心なので、地域の方が紹介する資料もあると非常に。地域の方につくってもらえると助かるかと思います。

新しい学校づくり担当課長 学校行事等で、例えば他の団体等もお呼びして、色んな演奏会を開いたり、近

くの施設の連携というところでは大きくかかわっていただいているというような話も聞いていますので、そちらの取り組みの方で何かご用意できているものがあれば、そういうニュースも、逆に他の学校では経験できないこともやっていて新聞などでも取り上げられていますので、そういったことも周知していければと思います。

委員長 では、よろしいでしょうか。

○報告事項

6. 平成26年度学校支援地域本部事業新規実施校について

(地—1・学校地域連携担当課)

委員長 では、報告6「平成26年度学校支援地域本部事業新規実施校について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、私の方から、平成26年度学校支援地域本部事業新規実施校について、ご説明を申し上げます。

資料は、「地—1」をご覧ください。

平成26年度の学校支援地域本部事業新規実施校を決定させていただきました。

昨年5月に実施した希望意向調査の結果に基づきまして、調整、あるいは予算の要求もさせていただいた結果を踏まえて決定したものでございます。これにより、平成26年度は、新規校が10校加わって、26校で実施させていただきたいと考えております。

記書き以降に、新規実施校が書いてございます。

舟渡小学校、富士見台小学校、緑小学校、板橋第六小学校、板橋第九小学校、加賀小学校、成増ヶ丘小学校、下赤塚小学校、志村第三中学校、向原中学校、以上10校が新規実施校となります。

この結果、小学校22校、中学校4校の26校で、来年度以降、実施してまいりたいと考えております。

報告の方は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 希望意向調査の結果に基づきということなので、恐らく、これ以上に希望されるところがあって、こうなったという理解でよろしいでしょうか。

学校地域連携担当課長 これは、ぴったり10校でございました。また、今後は、この学校支援地域本部事業がどういったものなのかということも、まだまだ周知を図っていかなければいけないかなというところで、シンポジウムも始め、また、リーフレット等も作成しまして、積極的に事業のPRをしてまいりたいと思っております。

色々と増えていく中で、おそらく、学校同士での情報共有というところもあろうかと思っておりますので、これからは、今まで以上に手を挙げてくれる学校も多くなってくるのかなと思っております。

手を挙げてくれるのを待っているだけではなく、こちらからも積極的にPRをしながら、実際に、この事業を活用しなくても似たような取り組みをされている学校も多いと思うところですので、そういったところからもお伝えしていきながら、実施校の拡大を図ってまいりたいと考えております。

委員長 特に、高島地域が1校だけです。何となく少ないような気がしますので、そんなところも重点的にやっていただけたらよろしいかなと思っております。

○報告事項

7. 図書館の特別整理期間に伴う休館日について

氷川図書館 2月3日(月)～2月8日(土) 6日間

(口頭・中央図書館)

委員長 では、報告7「図書館の特別整理期間に伴う休館日について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、図書館の特別整理期間に伴う休館日についてご報告いたします。

既に休館日については告示済みですが、直近のものについてご報告するものでございます。

氷川図書館につきまして、2月3日月曜日から2月8日土曜まで、6日間休館となりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。
定例の休館ということでよろしいでしょうか。

○報告事項

8. 中央図書館機能のあり方検討会報告書について

(図一1・中央図書館)

委員長 では、報告8「中央図書館機能のあり方検討会報告書について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、中央図書館機能のあり方検討会報告書について、「図一1」をご覧いただきたいと思っております。

前回、教育委員会の方でいただきましたご意見や、事務局の方で分かりづらい表現を修正いたしまして、注釈を入れるなどして若干の手直しをしております。

報告書自体につきましては大きな変更等はございませんので、前回との相違点につきまして、説明させていただきたいと思えます。

まず、1点目ですが、分かりにくい表現を改め、説明を要する箇所に注記を追加して補足している部分がございます。

主な変更点でございますが、まず、3ページの方に「目指すべき図書館像」という項目がございます。

そちらの方の(2)図書館が取り組むテーマの、ア「生涯を通じ心の豊かさを支える図書館」、ここの部分の後ろの方、3行を追加しております。

こちらの方につきましては、地域住民向けに講座などイベントを実施している部分や、障がい者サービスについての記載を追記いたしました。

そのほか、若干の補足説明ということで、9ページ目の図書館のサービスの奉仕圏について、範囲を半径1キロと追記してございます。

また、9ページの方に「YA(ヤングアダルト)コーナー」という単語が出てございますが、こちらの「ヤングアダルト」につきまして、対象年齢を概ね13歳から19歳ということで追記してございます。

また、12ページにつきまして、映画会、お話し会の実施回数を括弧書きで補足してございます。

また、13ページのところですが、選書・除籍スキルの継承の項目で、本文に加筆したところがございます。こちらの方は、13ページのウの選書・除籍スキルの継承の部分ですが、この項目の中ほどですが、「資料の収集は、区が明確な方針や計画を示すことが必要となるため、民間事業者の選書結果を追認するのではなく、中央図書館の選書を区が行い、区の蔵書構成への影響力を常に持っていはならない」という部分を追記してございます。

この意味は、中央図書館が選書を行うという意味を明確化するために補足させていただいたところでございます。

次は、ここで資料には「16ページ」と書いてございますが、15ページの一番下の部分になります。

こちらにつきましては、中央図書館のローテーションの勤務についての説明を補足して追加したものでございます。

また、17ページ。こちらの方ですが、中央図書館の改築についてということで、本報告書につきまして、中央図書館の中央機能ということでのテーマでございましたが、こちらの10番につきましては、中央図書館の改築ということで、建物のお話ということになります。

そういった意味で、本報告書で、中央図書館という意味がこの10番より前と10番とでちょっと位置づけが異なるということで、その定義を17ページの※のところ追記しているところでございます。

10項目は建物の中央図書館というような意味ということで補足させていただいたところでございます。

そして、2番目の中央機能の記載についてということで、こちらにつきましては、4ページの方に図示しているところでございます。

前回の教育委員会の方で、今後の図書館について、電子書籍などの新サービスや開館時間など、図書館行政として、利用者のニーズにマッチした事業展開などのご意見をいただきました。

そこで、報告書の4ページに記載しました中央図書館の中央機能として、一番目にご意見の多かった役割であります図書館行政としての旗振り役という部分を、ア)の最上位としまして、一般的な管理運営事項となります行政組織としての管理につきましても、順番を振りかえまして、こちらは、カ)の位置に入れてございます。

また、合わせまして、その後、本文に付随する説明の順番を合わせて入れかえているところでございます。

また、3番目ですが、検討経過の検討内容を一番巻末の17ページの方に出しておりまして、前回、中身が質疑応答という形で簡略してございましたが、内容について、1回目から7回目まで付記しているところでございます。

また、全体的なことですが、目次に該当のページを表記してございます。

以上が変更点でございます。

また、本日の教育委員会にいただきましたご意見を反映させて、本報告書の決定とさせていただきたいと思っております。

中央図書館からは、以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

この「図書館行政の旗振り役」というお話がありましたけれども、こういった文章の中で「旗振り役」という表現がいいのかなというのが若干気になりまして、「指揮監督」とか、もうちょっと別の言葉があるかもしれません。

中央図書館長 そうですね。先進事例の取り組みとか、あと、全体の地域図書館への一番中心的な担い手の役割という意味で使ったところでございますが、ご意見を参考に、何か、違ういい言葉があれば修正させていただきます。

青木委員 学校整備週間で常盤台小学校に行かせていただきました。中央図書館さんとの連携のお話も、校長先生からお話が出たんですけども、校長先生が要望されていたのは、改築と完全に絡む話なのでそんなに簡単にいかないんですけども、空中回廊をつくってくれと。すごくいいんですというお話をされてました。

すみません、余談ですけども。

子どもたちが行きたいというのがあるらしいのです。でも、安全管理の話とかがどうしてもつきまとってしまって、というお話を校長先生がされてました。

委員長 どんな感じですか、現状は。

中央図書館長 現状は今、道路が学校側に挟んであるというところです。空中回廊の要望は、今、初めて聞きました。

青木委員 校長先生のアイデアです。渡り廊下でつないでもらいたいと。

中央図書館長 ハード的な部分もありますが、もっと小学生が通いやすい、ソフトな面での図書館づくりも必要なのかなと思いますので、本報告書にも、学校図書館と連携するとございますが、小学生も図書館に足を運んでいただけるといふ、そういう土壌づくりが今後必要なのかなと思っております。

委員長 ほかにございますでしょうか。

報告書の本体ではないですけれども、資料によれば、図書館の蔵書数も貸出数もほとんど下位のレベルにいるので、改善したいですね。

中央図書館長 そうですね。資料充実費につきまして、年々、厳しい状況で、財政当局にもこういった統計をお渡ししながらも説明はしているのですが、結果として上手い具合にいけないというところがございます。

今後も引き続き、資料充実費につきましては、増額要求に努めてまいりたいと思っております。

委員長 それでは、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

(なし)

委員長 なければ、私の方から、若干、報告させていただきます。

1月11日に説教浄瑠璃鑑賞会に行っていました。高野委員も出席されましたけれども、参加者はかなり多くて、若い人が結構目立つ状況でした。

恐らく、出演しておりました三代目若松若太夫のファンというか、追っかけというか、そういったような方かなというふうに思いました。

そのため、三代目若松若太夫の演技中といいますか、客席で台本を多分みんな見ているのです。たくさんの方がめくるから、そのめくる音がすごい音です。あれは、本当は何とかしたいなという感じがありました。

ゲストとして「ひとみ座乙女文楽」という人形浄瑠璃を拝見いたしましたけれども、初めて見る演目で非常におもしろかったというのがあります。

それから、1月13日、成人式は、成増地域センターに行きましたけれども、一部、町会長が高熱で欠席のほかは問題ありませんでした。式典中、客席での話し声は多少ありましたけれども、祝賀会を含めて、非常に整然と行われました。

反省会にも出席したんですけれども、反省会の中では地元出身のタレントを使ったらいいのではないかという話もありましたけれども、予算上は無理だという事務局の話が出ました。

それから、1月15日に板橋第一小学校の落成式に行っていました、この

日は、式典は5、6年生のみで、先生方も5、6年生の担任のみということで、少なくとも先生方は全員参加してほしかったなというのがあります。

校舎は4月、校庭はもう10月に竣工しておりましたので、1月の落成式というのは遅かったかなという気がいたします。色々、日程の関係でやむを得なかったのかとは思います。

それから、1月17日に赤塚第二中学校の研究発表会がありまして、各教科で生徒の主体的な学びを充実した授業の工夫・改善をテーマに研究しまして、アクティブプランニングのすすめということでやっておられます。

取り組みが、それぞれ担当の先生だけではなくて、栄養士や養護教諭とか、指導主事、指導講師まで含めて、徹底してやっているのがよかったのではないかと思います。

講師の先生が、実際にその日に見た協同学習のよい例と、そうでもないグループの例をきちんと報告されておりました、よく分かりました。

あと、出席者は非常に多くて、300名ぐらいで、14都県から来ておられたそうで、福井大学からも10名以上来ておられたそうで学びのエリアの小学校の先生方もかなり見られました。

ただ、あとの協議会が1つの教室で2つのグループをやったので、せっかく教室が余っているので別々の教室を使った方がよかったのではないかと考えております。

それから、1月21日は加賀中学校の研究発表大会に行ってみまして、ここは、教える授業から脱却して、学ばせる授業にということでやっております。

深沢高校の太鼓クラブの方が来て、中学生に指導した部分と、あとは来客に対して演奏を披露したんですけれども、かなり迫力のある太鼓演奏で、ぜひ、生徒にも見せたかったなという気持ちがあります。

あと、ここはPTAさんの応援というか、支援が非常に多くて、たくさんの方が受付におられましたし、おもてなしの面でも、非常に気を使っておられました。

あと、1月17日の生徒会交流会は、私の班の人たちは、前は遊びといじめの境界を討議していましたが、なかなかその境界を決めるのは難しい。向こうの立場とこっちの立場では境界線が全然違ってくるので、難しいと思いました。

私の班では、全員が積極的に発言しておりました。その際、いじめ防止の名案を求められましたけれども、返答できませんでした。名案があれば、みんな解決するんですけれども。

生徒の意見の中に「他校の生徒と先生抜きで話し合いをしたい」というような、要するに、生徒同士で愚痴をこぼしたいと言っておりました。

あと、「嫌いな人には、どこが悪いかはっきり伝えるようにした方がいいのではないか」というような意見も。「そうすれば仲よくなれる」と。

1月26日は、美術館で行われております中学校作品展に行ってみまして、最近というか、もう大分前からですが、美術といっても写生だけではないので、作品は多彩なもので、漫画もありましたし、白黒で描いた絵も大変素晴ら

しいものがあつたと思います。

篆刻の中に、かなり時間をかけてつくつたと思われるものもあつて、非常によい作品と思われるものもありました。

字をデザインした作品には、学校間の違いがはっきり分かるぐらい、どっちがいか、どっちが悪いかは言えないのですけれども、何となく指導者によって違うのかなというふうに感じました。

1月28日は板橋第二小学校研究発表大会に行つてまいりまして、ここはビオトープを中心に、環境問題を色々な切り口から授業しております。

発電について、ある学年でプレゼンしておりましたけれども、風力発電やバイオ発電の非常にいいところを紹介しておりましたけれども、マイナス面も多分あると思うので、そういったところの指摘がなかったのは残念かなと思つております。

講演の始まる前に、5、6年生による呼びかけと合唱がありまして、それも大変よかつたと思います。

講演は、プロ・ナチュラリストの方が話をされまして、ふくろう、からす、こうもり、せみ、たぬきの話があつて、板橋区は、世界的にもたぬきの生息地で、板橋区の動物はたぬきにした方がいいというお話でした。

あと、1月29日は、同じく美術館の小学校作品展に行つてまいりまして、掲示の仕方で見栄えが違うので、その辺は図工の先生の腕かなというふうに思いました。立体的な絵や工夫を凝らした工作物がたくさんありました。

あと、作品に作者の感想を書いた紙が張つてあるのもあるのですけれども、壁の上の方に張つたものは全然読めないで、それが残念かなと思つました。

多分、作品は選ばれた作品が掲示されていると思うので、絵か、工作か、あるいは習字とか、色々とジャンルがあるので、自分の作品がどこかに出てくるように配慮されていたのかなというふうに。行つても自分のものはどこにもないというのは寂しいと思つますから、その辺は先生が配慮されているのかなと思つたけれども、確認はできませんでした。

とりあえず、私の方は以上です。

生涯学習課長 説教浄瑠璃鑑賞会についてでございます。

今年度は、先ほど委員長がお話しなされたように、若い人が少し目立つたような感じでございます。

例年、アンケートでも、台本をめくる音がうるさいというのが出るのですけれども、逆に、台本をいただけるのは非常に嬉しいという方が、アンケートの数としては多いわけです。

音がうるさいという方は本格的にそれを聞きたいという方なので、どちらの方を優先するかということについては非常に難しい選択がございます。

次回までに、この辺の結論を立てて、どういうふうにするかということを決めていきたいと思つます。どうもありがとうございました。

委員長 目で追っていききたいというのはよく分かるんです。

高野委員 私も、1月13日の成人の日のつどいに行ってきました。今まで出ていたところと違う地区に参りまして、その地区によって本当に随分違うんだということでびっくりしました。

今まで出ていたところは立食形式なので、ざわざわしていましたが、今年行かせていただいたところは、色々と試行錯誤された結果、着席にして、テーブルの上には食べ物とかそういうものは一切置かずに、式典と懇親会を分けてやっていたので、本当に皆さんがしっかりお話を聞いてくださいました。中学校と小学校のときの恩師の先生方がお見えになっていたんですけども、皆がしっかり体の向きを変えて、紹介された先生のお顔を見ていて、本当にやり方で随分会の意味も違ってくるんだなという印象を受けました。

あと、整備週間の中で、校長先生からお聞きしたのですが、桜川中学校で、1月の新生保護者説明会のときにプリントを配るのだそうです。国語と算数、それから英語はアルファベット。それを春休み中に練習してもらって、今度は、4月1日に新生を集めて、入学してからの説明と、そのテストを行うそうですけれども、子どもたちが春休みに目的を持って過ごせることと、それから、分数については50点以下はほとんどいなくて、みんな、そこでしっかり勉強してくるので、中学校に入ってからすごくスムーズだというようなお話を伺ってきました。

以上です。

委員長 整備週間の報告は、いずれまた後であると思うのですがけれども、1件だけ報告しておく、下赤塚小の給食で誤食があったということで、結果的には、そんな大事に至らなかったそうですけれども、聞いてみると、そのチェックの仕方が余りよくない。

ダブルチェックというか、チェック段階が少ないような気もしましたので、その辺は再検討してもらった方がいいかと思います。

要するに、調理室の方で「除去食あり」みたいな札をつけて出すと、それが上がってきて、該当する子が除去食を持っていく。だけど、その札を出すのを忘れたので、当該の子が普通のものを食べてしまった。ただし、除去食はちゃんとつくってあったんだそうです。

それが、終わってみたら、リフトの中に残っていたということだそうですので、何段階かでチェックすれば、そういうのは防げるかと思います。

学務課長 学校から報告は受けていまして、確認を取ったんですが、今、委員長がおっしゃったような状況で、イカがその子のアレルギー物質だということも理解していますし、メニューにも書いてあったわけですから、担任の方でも気がつかないといけなかった話で、調布市の事故も、色んな中でチェックしながら、結局、担任が最後の砦というところがありますので、担任にはすごく酷ですけれども、やはりそれまでにチェックを何段階していても、担任としてもやらなければいけない

ところだったので、そこはもう一回、校長も栄養士ともども指導していくところ
でございます。

委員 長 　　というのを聞いていたので。

成増小も、今、ダブルとか色々やっているけれども、北野小のやり方が一番
いいんだというふうに校長はおっしゃっていました。だから、そっちも検討した
いなという意見でした。

学務課長 　工夫しているところでは、配膳の台車そのものにカードをつけて、今日は除去
食がある・なしという管理をしています。来年度は食器の色を変えるというこ
とで予算を取りましたので、トレーの色も、除去食があるものは、今日は違う色と
いう形で識別できるようにして、担任の確認と理解を深めるようにしていきたい
と考えています。

委員 長 　　トレーの色を変えても、その日はあるんだということがきちんと認識されてい
ないと。

学務課長 　今、トレーと食器の運用を考えているんですが、アレルギーの種類によって、
除去食の周期がほぼ毎日の子もあれば、ひと月に一篇ぐらいしか除去食がないと
いう子もいますので、なかなか難しいんですが、除去食の日は、例えばトレーの
色が違い、その除去してある食材の載っている食器だけ色が違うといった方法も
とれるように、トレーと食器を購入して各学校に配布する予定です。

委員 長 　　なかなか先生も大変だと思うのですが、除去食というか、そのために自
分で弁当を持ってきたのに配膳された給食を食べてしまっている子もいたとか、
そんな話も聞きました。

いずれにしろ、誤食のないようにしなければいけませんので、よろしくお願
いいたします。

学務課長 　　はい。

委員 長 　　よろしければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午後　　4時　19分　閉会